

建設委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成30年12月18日(火曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時13分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 小西 直樹

// 松尾 茂

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【上下水道局】

局長	黒田 和幸
局次長	伊東 繁
局次長（技術担当）	山崎 耕一
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	中村 忠成
参事（流杉浄水場長）	中村 純一
料金課長	横井 浩伸
給排水サービス課長	五十嵐 進
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	高尾 輝彦
上下水道施設管理センター所長	福澤 幸二
東上下水道サービスセンター所長	五十嵐 健治
西上下水道サービスセンター所長	深川 俊二
参事（浜黒崎浄化センター場長）	橋谷田 安広
経営企画課主幹（調整担当）	片桐 義人

【建設部】

部長	中田 信夫
建設技術統括監	植野 芳彦
部次長	高野 聡
部次長（技術担当）	山元 政彦
参事（営繕担当）	永川 武
道路河川整備課長	酒井 正道
道路河川管理課長	奥田 孝治
橋りょう保全対策課長	深山 隆
公園緑地課長	村田 友康
防災対策課長	前田 剛
市営住宅課長	梅沢 宗仁
営繕課長	佐藤 英子
土木事務所長	高松 信太郎
土木事務所管理課長	増山 和弘
土木事務所建設課長	渡辺 政司
建設政策課主幹（調整担当）	伊林 政幸
建設政策課長代理	山本 貴章

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	平野 霞
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、建設委員会を開きます。
 これより、上下水道局所管分の議案の審査を行います。
 議案第154号 平成30年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）
 を議題といたします。
 これより、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔議案説明資料により説明〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

石森委員 議案説明資料1ページ、債務負担行為の設定についての中の目的①で「他事業者との共同施工による工事費の抑制」ということがうたってありますけれども、これはどのような工事を予定しておられるのかお聞かせください。

水道課長 平成31年度に更新を予定している老朽水道

管のうち、宅地造成などに伴って水道管と同時期に整備された老朽化したガス管について、その更新工事を日本海ガス株式会社と共同で実施することとなり、布設がえ工事—更新工事ですね—と、舗装復旧までの全体の工事にかかる工程を日本海ガスと調整させていただいた結果、水道工事を先行する必要があるということで債務負担行為の設定を行っているものです。

石森委員 同ページ（２）では、①から⑫までの工事があるのですが、共同施工はこの中で何カ所を予定されておられますか。

水道課長 先ほど上下水道局次長からも説明がありましたけれども、①から⑫のうち、①の水橋市江地内から④の荒川新町地内の全てで布設がえ工事を予定しております。この全長３．１キロメートル分について日本海ガス株式会社と共同施工する予定としております。

石森委員 共同施工によって工事費の抑制ということが考えられるのですが、どの程度抑制されると考えておられるのかお聞かせいただけますか。

水道課長 水道管及びガス管の布設がえ工事においては、

最終的に原型復旧を行うための舗装復旧工事が道路管理者からの占用条件となっております。

①から④において3. 1キロメートル相当の舗装復旧工事費として約1億600万円を予定しておりますが、この工事を日本海ガス株式会社と共同施工することによって、そのうちの半額に当たる5,300万円の抑制を図れるという予定になっております。

押田委員

石森委員の質問に関連して、①から④までは共同施工ですが、⑤から⑫までは単独施工であるのに、なぜ債務負担行為を設定するのか、お聞かせください。

水道課長

今ほどおっしゃった①から④以外、⑤の八幡地内から⑫の新庄銀座三丁目地内までにつきましては、今年度布設がえ工事を行いまして、その後の舗装復旧工事を予定しております。この舗装復旧工事8件につきましては、工事に先立つ地元説明などの際に、全ての箇所が小学校あるいは中学校、高等学校等の付近であるということから、入学式などの学校ごとの大きな行事の前に舗装復旧工事を要望されているなどの理由により、早期に舗装復旧工事を実施するために債務負担行為を設定させ

ていただいております。

押田委員 この後ガス会社と共同施工が可能な場所というのは一できるところとできないところが出てくると思うのですけれども、今後もこのような形で債務負担行為を設定していくつもりなのでしょうか。

水道課長 御指摘のとおり、ガス管の更新と水道管の布設がえ工事で歩調を合わせるというのは今後厳しくなっていく可能性は秘めておりますけれども、工事費の抑制を目的としたその他事業者との共同施工といたしますのは、ガス管以外にも、例えば富山市の事業でいえば道路の拡幅工事であったり、上下水道局でいえば下水道工事と歩調を合わせて共同施工ということを実施しているものもあります。

このうち、共同施工にかかる全体工程を調整させていただいた中で水道工事が先行する必要があると言われるものにつきましては、今後も引き続き工事費の抑制を目的とした債務負担行為の設定を行いながら、事業を進めていく予定としております。

押田委員 先ほどの石森委員の質問に対する答弁であった抑制効果というものがかなり大きく一億

600万円の負担が5, 300万円で済むということで、効果があるようなので、できるだけ共同施工ができるところは共同施工で、地元の行事などということでやむを得ない場合もありますけれども、できるだけ費用を抑制していただいて税金の負担がないようにお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第154号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第154号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって本案件は、原案可決されました。
以上で、上下水道局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について、
当局から報告を求めます。

契約出納課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、上下水道局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か、質問はありませんか。

尾上委員 先日、第197回国会で水道法の一部を改正する法律案が可決しました。これは人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道が直面する課題に対応するためということで、うたい文句としては非常にすばらしいことを言っていると私

は思っているのですけれども、改めてこの水道法の改正の概要について、当局の見解をお伺いしたいと思います。

経営企画課長

まず、今回の水道法の一部を改正する法律案の概要でございますが、要点が5つございます。

1点目につきましては、関係者の責務の明確化でございます。これについては国、都道府県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策を策定し推進することに努めるということが挙げられています。

2点目につきましては、広域連携の推進でございます。

3点目につきましては、適切な資産管理の推進でございます。その中でも1点目は、水道施設の維持・修繕に努めること。2点目は、水道施設を適切に管理していくための水道施設台帳を作成しなければならないこと。3点目は、水道事業者等は長期的な観点から水道施設の計画的な更新に努めること。また、それに当たっては水道施設の更新に関する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないというものでございます。

要点の4点目につきましては、マスコミ等で

話題になっておりますが、官民連携の推進でございます。内容につきましては、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けた上で、水道施設に関する、いわゆるコンセッションというものができるようになる仕組みを導入するというものでございます。

最後の5点目につきましては、指定給水装置工事事業者制度の改善ということで、この指定制度について、更新制—これは5年ということになっておりますが—を新たに導入するということ。

以上、5つの要点が今回の法律案の主な内容となっております。

尾上委員

今御説明のありました5点のうち、1番目、3番目、5番目はこれまでも—5番は更新制が導入されたということですが—1番目と3番目については、今までも十分やってきておられることで、改めて明文化したということだとは思っておりますが、2番目と4番目、広域連携の推進と官民連携の推進ということについて、上下水道局の今後の考え方をお聞かせいただけますか。

上下水道局長

まず広域連携につきましては、私どもは平成

17年度に市町村合併というものを経験しております。実はこの市町村合併の段階で7つの市町村の水道事業が統合され、一元化されたという事実がございます。私どもはこの市町村合併が、広域連携の1つの結果といたしますか一途中経過ではあるのかもしれませんが一市町村合併したことで、広域連携というものが図られているものと考えております。

今後、さらに広域化というものを進めるということになれば、国が定めます基本方針を受けて、今度は都道府県のほうが市町村や水道事業者の同意を得た上で水道基盤の強化計画というものを定めるとされておりますことから、国や県の動向を注視してまいりたいというふうに今のところは考えております。

もう1点、官民連携のほうでございますが、今ほど経営企画課長のほうから申し上げましたけれども、昨今マスコミ等でやたらコンセッションという言葉が話題になっているようにございます。これまでも官民連携という手法につきましては、私どもは流杉浄水場におきまして、運転管理業務委託を行っております、民間のノウハウ、そして技術力というものをもう既に活用させていただいております。

このコンセッションにつきましては、導入を

考えなくてはならないという状況は一導入の際は、資金を調達するために公共施設の運営権を売却するということがまずありますが、私どもの経営状況はまだその水準まで悪化していないというふうに考えています。

ましてや、人材の不足、技術者の不足ということがよく言われているのですが、私どもは現場部門も含めまして、定期的に職員の採用といったことも行っておりますので、人材が不足するということは今のところは特に心配しておりません。

今、私どもの水道事業ではこのコンセッションをすぐに導入しなければならないという状況ではないと考えております。ですので、今後こういったコンセッションという話はいろいろ出てくるでしょうが、私どもの考え方としては、現段階において優先的な検討課題ではないというふうに考えております。

尾上委員

テレビなどで岩手県雫石町についての報道が一特殊な事情もあってその形態になっているのだと思うのですけれども、民間事業者が運営していた水道がもう立ち行かなくなって、水道料金を上げないと水をとめるということが報道されています。

やはり水というのは一番命にかかわるものな

ので、安心・安全な水の供給は非常に重要だと思います。十分慎重にやっていただきたいというふうに思っております。

この改正された水道法なのですが、先ほども御説明いただきましたけれども、都道府県が市町村の水道基盤の強化に関する施策を策定するというふうになっています。これについて、市の対応状況をお伺いできますか。

上下水道局長 国や県がそういう取組みを考えておられるということで法改正がされましたが、富山市では平成28年度に策定いたしました第2次富山市上下水道事業中長期ビジョンでは平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間としております。

そのビジョンの中で掲げた「強くしなやかな上下水道を構築し、次世代へ安心を引き継ぎます」という基本理念のもと、水道事業においてはまず配水幹線の耐震化に取り組み、給水拠点施設に接続する管路の耐震化を行うという取組みもしております。

また、策定した財政計画により、投資規模の適正化・平準化もあわせて図るということで、経営面でも安定した基盤の確立に努めております。

今この法改正があったからといって慌てふた

めくということはないと思っております。確かに、国と県のこれからの動きというものは当然注意をしていかなければいけません、そういうような状況でございます。

尾上委員 先ほども言いましたが、要点の1番目と3番目はもう今まででも当然やっていたことなので、それは心配することはないのかなというふうには思っていたのです。今の御説明の中の、強くしなやかというものを具体的に言ったら、どのような感じになりますか。

上下水道局長 耐震化というイメージをお持ちになっていただければいいかと思えます。老朽化している水道管というのは、供用開始から四、五十年たっております。こういったものを定期的に取りかえていって一昨今、大震災や、大規模な自然災害がいろいろと起こっております。こういったものにきちんと備えられるような整備をしていかなければならないのは当たり前でございますので、私どもでは最優先課題として取り組んでおります。これは上水道だけではなくて、下水道においても同じような考え方で取り組んでおります

ので、そういった意味で強くしなやかな一要するに市長もよく言っておられます、フレキシブルな、持続可能な富山市というもののイメージを、管路の中でも持っていたいただければというふうに思っております。

尾上委員

要点の2番目が広域連携の推進ということで先ほどもお話しただいておりますが、やはり人口もだんだん減少していった富山市にはすばらしい流杉浄水場がありますけれども、多分目いっぱい能力は使っていないのではないかと思います。

余裕がある分を今後広域連携という形で生かしていただけるのがやはり一番いいのかなというふうには思っているのですけれども、今後の展望のようなものはありますか。

上下水道局長

広域連携につきましては、先ほど申しましたように市町村合併で1つの連携を図っているというふうには考えておりますが、さらなる広域化ということですと、1つの身近な単位では、富山広域圏という地域の考え方があるわけです。

ただし、例えば流杉浄水場からの水を富山広域圏に全て供給するということになりますと、恐らく供給量は足りません。

実は流杉浄水場は合併した旧市町村全てに給水しているわけではございません。富山広域圏を1つの浄水場で全て賄うというのは事実上不可能に近いと思います。

災害時に、給水管の応援というような形で管を引くというのは物理的にはできるのですが、例えば富山市と立山町の間には常願寺川が流れていますので、ここを水道管が渡るとなりますと、相当な技術力や資金が必要だと思います。

そういう意味では、将来そういった広域圏構想というのはあるのかなと思いますが、ただ、それを現実的に考えてみるとコスト面では非常に難しいものになる上、技術面でも非常に難しいのかなと思います。

今のところは、富山市内の給水施設、雨水貯留施設を単なる広域化ということは、すぐには必要がないのではないかと考えております。

尾上委員

やはり先ほども申しました安心・安全な水づくりに今後も一けさインターネットを見ていたら、水道料金のランキングというものが書いてあるページがありました。細かいところは見ていないのですが、北海道あたりはやっぱり高く、仕方ないとは思いますが、安いところになると1カ月当たり20平

方メートルで数百円、1,000円以下というところもあるらしいのです。

安ければいいとか高ければ悪いというわけではなくて、やはりなるべく市民の負担が軽減できるような上下水道の運用というものを心がけていただければと思っています。私からは以上です。

小西委員 今ほどの上下水道局長の答弁、言葉で安心しているのですけれども、とりわけ人材の確保という面についても、やはり極力確保していただいて、民間任せにならないようにひとつお願いしたいというふうに思います。

押田委員 先ほど経営企画課長がお話しされた5つの要点のうちの3番目、適切な資産管理の推進というところを細かく聞きたいと思います。市が水道事業者として運営していかれるということで、水道施設を良好に保つように維持及び修繕をしなければならないということなのですけれども、今までも一生懸命やってこられたと思うのです。これまでと今後の取組みを教えてくださいませんか。

上下水道局次長
(技術担当) 本市におきましては、今おっしゃったように安心・安全でおいしい水を提供できるよう、

これまでも水道施設の維持・管理を行っております。例えば、水道管につきましては配水幹線を中心としまして目視や聴音器等により点検を行ったり、配水池につきましては水位や排水量などの監視装置等の整備を行っております。

このことによりまして、漏水の早期発見や迅速な施設の修繕を行うとともに、施設や設備の更新計画を策定し、予防保全的な維持・管理に努めているところでございます。

今後とも、現在の体制を維持しながら適切な施設管理に努めてまいりたいと考えております。

押田委員

さらにもう1つ、要点の5番目に、水道施設台帳の作成というふうにあったのですが、あまり水道施設台帳という言葉が聞いたことがないものですから、それが一体どのようなものなのかということをお聞かせいただきたいということと、その台帳をどのように整備しておられるのかということもお聞かせいただけますか。

水道課長

今回の法改正で作成が義務づけられた水道施設台帳とは、水道施設の整備状況や管路の材質、口径、布設年度、埋設位置などを一元的

に記録した台帳を指すものであり、これを水道施設台帳と呼んでおります。この水道施設台帳を整備することによって、1つには点検・補修履歴を含む水道施設の適切な把握、もう1つには大規模災害が発生した際などにおける迅速な応急対策の実施などが可能になってまいります。

本市におきましては、施設を整備した際に作成しました流杉浄水場などの施設台帳とあわせて、平成16年度から5年間で市内全域の水道管路の情報を一元化した水道管路情報システムというものを構築しております。このシステムを整備して、市で平成21年度から実際に運用を開始しておりますけれども、その運用開始後は布設がえや管路の修繕情報などを随時更新・反映させて適切な管理を行っているところです。

今後も引き続きマッピングシステム等を活用して、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

押田委員

あともう1つ、水道事業者は長期的な観点から水道施設の計画的な更新を行うという話も出ておりました。

これまで何回もこの委員会で率直的な観点というのは聞いてきたのかもしれませんが、さ

らにこれからの計画に関しても聞いてきたの
かもしれませんけれども、改正水道法が成立
しましたので、本市の対応というものについ
て改めて、いま一度説明していただけない
か。

水道課長

本市におきましては、厚生労働省の水道の耐
震化計画等策定指針に準じまして、富山市水
道施設耐震化計画を平成25年度に策定して
おります。

この耐震化計画では、施設の老朽度、経過年
数、漏水など事故の発生状況、地震などの災
害発生による影響度、将来の水需要などを総
合的に勘案し、今後概ね20年間において優
先的に更新すべき施設あるいは管路の把握を
行っております。

このうち、平成29年度からの10年間にお
ける中長期的な更新等実施計画につきましては、第2次富山市上下水道事業中長期ビジョ
ンに位置づけをして順次更新を進めていると
ころであり、今後も引き続きこのビジョンに
従って計画的かつ着実な更新に努めてまいり
たいというふうに考えております。

押田委員

20年間及び10年間という単位を今聞いて、
中期・長期で考えておられるので少し安心を

させていただいておりますが、それだけの計画をしているとなってくると、やっぱり費用の面も心配になってきます。そういうことも計算されているということなのですけれども、今回の水道法の改正においては、水道更新にかかる費用、事業の収支見通しというものを公表しなければならないというふうになっています。これに関しては富山市はどのようになるのでしょうか。

経営企画課長

本市におきましては、先ほどから御説明申し上げている第2次富山市上下水道事業中長期ビジョンを策定した中で、計画期間である10年間の収支見通しを作成し公表しているところでございます。

この10年間という計画期間中については、御存じのとおり水需要の減少や、先ほど来のお話にある施設の老朽化に伴う更新費用といったものが必要になってまいりますので、財政状況というのは大変厳しいものではございますけれども、投資の規模というものを適正化・平準化することによって経営を安定させ、計画期間中については現行の料金体系のままでも黒字は維持できるというような試算を行っているところでございます。

押田委員

黒字が維持できるという力強い答弁をいただきました。本当に心強く思います。

モンドセクションで何回も金賞をとった富山のおいしい水が、水道の蛇口からじゃんじゃん流れてくるということは市民にとっては非常に誇らしいものでもあり、それを飲んで、また料理にも使えて、はたまたお風呂にも入って、庭の水やりにまで使えるという大変ぜいたくな都市だと思っております。それを維持できるように、今後もよろしく願います。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。以上で、上下水道局所管分を終了いたします。上下水道局の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔上下水道局退室／建設部入室〕

委員長

これより、建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、第2条 継続費の補正、第3条繰越明許費、第11款災害復旧費中、建設部所管分、第4条債務負担行為の補正中、建設部所管分、
議案第163号 富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第168号 特定事業契約締結の件（公営住宅月岡団地第3期街区建替事業）、
議案第171号 市道路線の認定及び廃止の件、
議案第172号 財産取得の件（防災行政無線設備（その2））、
議案第173号 訴えの提起の件、
以上6件を、一括議題といたします。
順次、当局の説明を求めます。

建設部長 〔挨拶〕

建設部次長 〔議案第150号中
建設部所管分の概要について、
債務負担行為補正について、
議案説明資料により説明〕

道路河川管理課長 〔議案第150号中
道路維持管理費について、
道路維持補修事業費について、
街路樹管理費について、
河川水路維持補修事業費について、
議案説明資料により説明〕

建設部次長 〔議案第150号中
(技術担当) 街路整備事業費について、
議案説明資料により説明〕

土木事務所 〔議案第150号中
建設課長 道路橋りょう災害復旧事業費について、
議案説明資料により説明〕

橋りょう保全対策課長 〔議案第150号中
継続費補正について、
議案説明資料により説明〕

土木事務所 〔議案第150号中
建設課長 繰越明許費について、
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第163号について、
議案書により説明〕

市営住宅課長 〔議案第168号について、
議案説明資料により説明〕

建設部次長 〔議案第171号について、
(技術担当) 議案説明資料により説明〕

防災対策課長 〔議案第172号について、
議案書により説明〕

市営住宅課長 〔議案第173号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

松尾委員 富山市都市公園条例の一部改正ということで先ほど説明いただきましたけれども、その中にありました都市公園法改正の背景についてお聞かせください。

公園緑地課長 改正の背景ですけれども、公園施設の老朽化の進行、都市農地の減少などの背景から、国土交通省が平成26年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置されまして、人口減少・少子高齢化社会における都市公園の運営の

あり方等について検討が行われました。
平成28年5月に報告が取りまとめられ、これまでは経済成長・人口増加等を背景とし、緑のオープンスペースの整備を急ぐステージとしていたものを、新たなステージとして、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市、地域、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ、こちらに移行すべきとし、これを基本として平成29年6月に都市公園法改正が行われたものでございます。

松尾委員 都市公園法改正の内容についてもお聞かせいただけますか。

公園緑地課長 都市公園法改正の内容としましては、1つに、民間活力の導入として公募設置管理制度の創設、2つに、平成25年に神奈川県横浜市、福岡県福岡市などの国家戦略特区のみで認められていた保育所等社会福祉施設の占用を全国で行えるようにしたことなどとなっております。

松尾委員 社会福祉施設というものを、もう少し具体的に教えてください。

公園緑地課長 通所のみにより利用されるものに限るとされ

ていますが、社会福祉施設として保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設などとなっております。

松尾委員 学童クラブなどもオーケーということですね。先々のことを考えた今回の条例改正というふうに、私は理解をしております。

石森委員 松尾委員の質問に関連して、この条例改正により、対象の施設がどれだけの面積を占有できるのかお聞かせください。

公園緑地課長 占有できる面積については、公園の広場面積の30%以内とされております。

石森委員 占有料についてお聞かせいただけますか。

公園緑地課長 占有料の設定につきましては、行政財産使用料条例の別表第1の算定式により算定するとしておりまして、近傍宅地の価格の固定資産課税標準額の5%に使用面積を掛けた金額が年額となっております。

石森委員 本市では近々そういった事例があるのかどうか、もしあれば詳しくお聞かせください。

公園緑地課長 具体的な話は聞いておりませんが、こども家庭部では学童保育施設の設置の可能性について調査していると伺っております。

尾上委員 今までの質問に関連して、本市所有の公園で、公園機能も維持しながら社会福祉施設が建設できそうなところは結構あるものなのですか。

公園緑地課長 基本的には大きな公園になってくると思っております。具体的な場所はちょっと今は……。

小西委員 議案説明資料19ページの訴えの提起の件ですけれども、今年度に訴訟した件数と解決した件数などを教えていただけますか。

市営住宅課長 今年度につきましては、6月定例会で2件、9月定例会で2件、それぞれ議決をいただいていると思うのですけれども、後ほど訴えの提起の件について御報告する予定にしております。6月定例会で議決をいただきました2件について裁判所にそれぞれ訴訟を提起しております。

委員長 小西委員、今の質問の件は、報告案件で訴えの提起の結果がありますから、また後ほど当局より説明を求めます。

松尾委員 議案説明資料4ページの道路維持補修事業費の件なのですけれども、ちょっとわからなかった点があるのです。

道路陥没の話なのですけれども、豪雪に起因する道路陥没というのは一体どういったものなのでしょうか。

道路河川管理課長 直接豪雪が原因で陥没するということはないのですけれども、例年豪雪になると陥没が少し多めに出てくるということが実際にあるのと、除雪でアスファルトが剥がれるようなことがよく起きまして、そういうものも含めて表現として陥没という言い方をしております。

松尾委員 空洞調査ではなく、日ごろのパトロールでそういったものが発見されたということでしょうか。

道路河川管理課長 そのとおりです。パトロールですとか近隣の方の通報も含めて、そういうことで発見しております。

松尾委員 その陥没というのは何カ所くらいあって、修繕をされたのですか。

道路河川管理課長 すみません、数については手元に資料がござ

いません。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第150号中建設部所管分、議案第163号、議案第168号、議案第171号、議案第172号、議案第173号、以上6件を、一括して討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第150号中建設部所管分、議案第163号、議案第168号、議案第171号、議案第172号、議案第173号、以上6件を、一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって各案件は、原案可決されました。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
平成30年度道路除雪計画について、
サンライト事業費（富山市道路照明LED化事業）について、
市営住宅の明渡し等の「訴えの提起の結果」について、
以上3件を一括して、順次、当局から報告を求めます。

道路河川管理課長 〔平成30年度道路除雪計画について、
サンライト事業費（富山市道路照明LED化事業）について、
委員会資料により説明〕

市営住宅課長 〔市営住宅の明渡し等の「訴えの提起の結果」について、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

岡部委員 道路除雪計画の関係で、小型・大型除雪機械

の貸出しのことで少しお聞きしたいと思います。

毎年貸出し件数は増えているというふうに思いますが、貸出しにいくつかの条件があって、その中でハンドガイドの場合は運転者保険に入ることになっていると思うのです。この保険の加入状況というのは把握しているのかどうかをお聞かせください。

道路河川管理課長 こちらで改めての確認はしていませんけれども、貸出しするときには加入していただくようにお話ししているところでございます。

岡部委員 あくまでも任意ということをやっているということですか。

道路河川管理課長 最終的な確認まではしてはおりません。

岡部委員 この何年かで、事故の報告というのはありますか。

道路河川管理課長 こちらのほうに報告が上がってくる場合も何件かございました。

岡部委員 特にロータリー式のものでの事故というのは結構あるように思いますので、できれば保険

の加入確認とか、あるいは事故の報告についてはやはり徹底したほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

道路河川管理課長 幸いなことに、人身事故などの報告は昨年までは受けたことがございません。作業中に何かにぶつかって少し破損されたというようなことの御報告としては一、二件程度でございます。それについては、道路の附属施設等であればこちらで修繕をかけるなどの対応をしております。

今後とも保険の加入状況等については確認していくように努力してまいりたいと思います。

小西委員 委員会資料3ページのサンライト事業費についてなのですが、照明灯は大小合わせて何個ぐらいの規模になるのでしょうか。

道路河川管理課長 今、灯具の数としては概ね5万8,000灯で委託しておりますが、実際には把握しきれないところもございまして、数そのものを調査するというところから、実際の個数を把握していくものであります。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か、質問はありませんか。

五本委員 私の地域へ来ますと、国道・県道・市道の区別がつかないのです。そういう道路が地区に結構広大に走っています。
どうということかと申しますと、四方の方面から国道415号があって、これを下りますと県道30号富山港線一真っすぐ行けば県道1号富山魚津線に入りますけれども一そこから大広田駅舎のところまで左に入りますと、いわゆる湾岸道路で、これは県管理の道路です。それが、岩瀬の海岸の消防艇前から岩瀬橋の前までは富山市の市道、その市道を越えますとまた県道1号です。
これはあまりにも複雑なので、地域住民がどこに何をどうお願いすればいいのか全く分からないということで、いろいろと聞きました。残念ながら、私でもわからないところが2カ所ほどありました。
それで道路河川管理課長などに助けてもらったわけなのですけれども、何かわかりやすく、ここは何々ですよということにするわけには

いかないのですか。

地域住民は全くわかっていない—私もわからないから地域住民もわかるわけがないと思いますけれども—皆さんが来たら、ああそうなのかとびっくりされると思います。そういう道路が地区に結構あるのですよ。何でこの地区にだけあのような道路があるのか、それはわかりませんが、道路河川管理課長に言えばわかってもらえるのだけれども。

道路河川管理課長

既に以前より御指摘はいただいていたかと思っております。特効薬というのはなかなかないのですけれども、今のところ、富山市道であれば、富山市のホームページから「インフォマップとやま」というところを見ていただくと路線がどこかというのは—今どきですとスマートフォンで、その場で探すこともできるので、富山市道については検索することが可能です。

あと、そういう問題があるということをごちらにお伝えいただければ、国道であるのか県道であるのかということはこちらで確認はとれますので、どこへお知らせすればいいかというようなことは、こちらで交通整理をするような形で現実としてはさせていただいたほうがいいのかと思います。

また、国道・県道についてはどこからという一ぴったりというわけではないのですけれども一看板表記は路線ごとにされているというようなことがございまして、各管理者等もできるだけわかりやすくなるよう努力はしているところですが、もう少し何とかなるように、今後また勉強しながら考えていかなければならないところかと思えます。

五本委員

もう1つ問題点があって、先ほど言った県道30号線から分かれて、湾岸道路に入って、途中で折れると、岩瀬小学校の前に突き当たる道路がありますよね。岩瀬の町の真ん中に入るところまでは県道になるわけです。そこから東岩瀬駅まで、県道1号線に突き当たるまでが、また市道です。だから、ほんの数百メートルほどに県道・市道が入り交じっているのですね。

自治振興会長に呼ばれまして「おまえ40年も議員しとるからそれくらいわかっとうろが」とお叱りをいただきましたが、どこからどこまでということを全部は答えられませんでした。できれば何かそういうわかりやすいような方法があれば助かるなど。

ちなみに、岩瀬浜から湾岸道路に入っていくと、岩瀬漁港がありますよね。そこだけ

は管轄が国なのです。市は関係ないと、そんなふうになっておりまして、本当に複雑なのです。それはそれでいいのですけれども。この道路問題で何かいい案がありましたら、また教えていただきたいという要望です。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設部所管分を終了いたします。これで、12月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。委員各位に御相談申し上げます。委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。これをもって、平成30年12月定例会の建設委員会を閉会いたします。

平成30年12月定例会
建設委員会記録署名

委員長 横野 昭

署名委員 岡部 享

署名委員 五本 幸正